

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年3月23日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

#### 17 経教 規程第10号

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程(16 経教規程第58号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(学位論文審査手数料の額)

第4条 学位論文審査手数料の額については、1件につき100,000円とする。ただし、次の各号の一に該当する者については、1件につき57,000円とする。

- 一 本学の学部を卒業した者
- 二 本学の教育部又は研究科を修了又は退学した者
- 三 連合農学研究科を構成する大学(以下この号において「構成大学」という。)の学部を卒業した者又は構成大学の研究科を修了若しくは退学した者

第7条を次のように改める。

(公開講座の講習料の額)

第7条 東京農工大学学則第43条に定める公開講座の講習料の額は、次のとおりとし、1時間当たりの単価は、公開講座の種類毎に当該公開講座の内容に応じて定めるものとする。

公開講座の種類	1時間当たりの単価の範囲
小学生及び中学生を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの	無料～1,000円 (100円単位)
一般市民を対象として、自然科学や科学技術に対する興味・関心を高めることを目的とするもの	700円～1,000円 (100円単位)
職業人の専門的知識・能力を高めることを目的とするもの	700円～2,000円 (100円単位)
一般市民を対象として、語学、趣味、スポーツなどの一般教養を高めることを目的とするもの	700円～2,000円 (100円単位)

第13条の次に次の1条を加える。

( 宿舎修繕維持経費 )

第13条の2 本学が所有する宿舎の修繕に要する費用は、次のとおりとし、当該宿舎の区分に応じて料金を徴収するものとする。

( 金額単位：円 )

宿 舎 名	標準月額宿舎 修繕維持経費 ( 一戸当たり )	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度以降
府中寮・小金井寮	900	900	900	900	900
府中第2職員宿舎・ 小金井第2職員宿舎	3,200	1,000	2,000	3,200	3,200
府中幸町宿舎・府中 第4住宅	4,100	1,000	2,000	3,000	4,100

(注) なお、宿舎修繕維持経費は、平成17年度から月額1,000円を上限として、標準月額宿舎修繕維持経費となるまで、毎年度加算していくものとする。ただし、加算額の累計と標準月額宿舎修繕維持経費の差が、1,000円未満となる場合には当該年度に加算する。

第15条の次に次の1条を加える。

( 保有個人情報開示請求手数料 )

第15条の2 保有個人情報の開示請求手数料は、当該開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき、300円とする。なお、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

- 一 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書
- 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

附 則 ( 17 経教 規程第10号 )

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第13条の次に1条を加える改正規定は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 第4条の改正規定は、国立大学法人東京農工大学学位規程第5条に定める手続きを平成17年7月1日以後に行う者について適用する。